

第7回日本精神科医学会（長野市）
平成30年10月4日

精神保健福祉法一部改正 ～あらためて、誰のため、 何のための法改正か～ 「民間精神科病院の立場から」

五稜会病院
中島公博

開示すべきCOIはない。

精神保健福祉法一部改正までの経過

平成26年4月 改正精神保健福祉法施行
平成26年度
厚生労働省障害者総合福祉推進事業
「精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態に関する全国調査」
(日精協)

平成28年7月 相模原障害者施設殺傷事件
平成28年12月
「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び
再発防止策検討チーム」最終報告

平成29年5月
参議院で **精神保健福祉法改正法案** **可決**

平成29年9月
衆議院解散 **精神保健福祉法改正法案** **廃案**

平成30年1月～7月 第196回通常国会 審議なし

平成30年10月 **第197回臨時国会** 審議される？ 2

平成29年の通常国会での法案

精神保健福祉法って そんなに重要じゃないのか

- 継続審議 6本 ⇒ 3本の成立
- 新規審議 67本 ⇒
 - 成立 63本
 - 刑法一部改正、児童虐待、
組織的犯罪の処罰、
 - 天皇の退位・皇室典範特例法案
 - 中間報告 1本
 - 衆議院で閉会中審査 3本
 - **精神保健及び精神障害者福祉に関する
法律の一部を改正する法律案**
 - 旅館業法の一部を改正する法律案
 - 水道法の一部を改正する法律案

193回
平成29年
1月20日
～6月18日
150日間

3

平成30年の通常国会での法案

精神保健福祉法って そんなに重要じゃない ⇒ 審議はなし あとまわし

【成立】

- ギャンブル等依存症対策基本法案
- 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法
- スポーツ基本法の一部を改正する法律案
- 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
- 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

【衆議院で閉会中審査】

- 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案
- 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
- 性暴力被害者の支援に関する法律案

196回
平成30年
1月22日
～7月22日
182日間

4

平成26年改訂での 市町村長同意に係る法改正の概要

1. 保護者制度は廃止となり（退院等請求権以外の義務・権利は無くなった）、法律上は家族等のいずれかの者の同意があれば医療保護入院は可能となった。国の運用通知上は、親権者や後見人・保佐人の意見を尊重等するよう示している。
2. 市町村長同意は「家族等がない場合」又は「家族等の全員がその意思を表示することができない場合」と法に明記されたため、意思を表示できる家族等のいることが分かっている場合に同意を行える事例は、改正法第33条第2項ただし書きの欠格事由に該当する場合等（例：「行方の知れない者」に該当する場合）に限定。
3. 改正前に市町村長同意の事例で見られていた、「関わり拒否」の場合や、家族等のいずれかの者が入院に反対の意思を示している場合、反対はしていないが同意を拒否している場合など（=意思を表示できる家族等がいる場合）については、**今後は市町村長同意を行えなくなった。**

5

市町村長同意の要件は緩和される？

市町村長同意が 行えない事例

<家族等に以下の者がいることが判明した場合>

- ▶ 「破産者」（法改正により欠格事由から除外）
- ▶ 「縁を切った者」
- ▶ 「長期間疎遠である者」
- ▶ 「遠方にいる者」
- ▶ 「裁判によらない葛藤状況にある者」
- ▶ 「ADLが大きく制限され床上的生活を余儀なくされている者」
- ▶ 「服役中の者」
- ▶ 「施設や病院に（強制的に）入っている者」等

※ これらを含め家族等の存在を病院又は区保健福祉部において把握した場合は、心神喪失の場合等に該当しなければ市長同意は原則不可。

平成29年参院可決 の法案

医療保護入院の入院手続等の見直し

患者の家族等がない場合等に加え、
家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、
市町村長の同意により医療保護入院を可能とする。

6

改正の概要

平成29年の改正法案

改正の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずる。

- 国及び地方公共団体が配慮すべき事項等の明確化**
国及び地方公共団体の義務として、精神障害者に対する医療は病状の改善など精神的健康の保持増進を目的とすることを明確するとともに、精神障害者の人権を尊重し、地域移行の促進に十分配慮すべきことを明記する。
- 措置入院者が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられる仕組みの整備**
措置入院者が退院後に社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な医療その他の援助を適切かつ円滑に受けられるよう、以下のような退院後支援の仕組みを整備する。
(1) 措置を行った都道府県・政令市が、患者の措置入院中から、退院先の医療機関等と協議の上、退院後支援計画を作成することとする。（患者の居住先の保健所設置自治体が別にある場合は、当該自治体と共同して作成）
(2) 退院後は、患者の居住先の保健所設置自治体が、退院後支援計画に基づき相談指導を行うこととする。
(3) 退院後支援計画の対象者が計画の期間中に他の自治体に居住地を移転した場合、移転元の自治体から移転先の自治体に対して、退院後支援計画の内容等を通知することとする。
(4) 措置入院先病院は、患者等からの退院後の生活環境の相談に応じる「退院後生活環境相談員」を選任することとする。
- 精神障害者支援地域協議会の設置**
保健所設置自治体は、措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援を確実に受けられるよう、精神障害者支援地域協議会を設置し、(1)精神科医療の役割も含め、精神障害者の支援体制に関して関係行政機関等と協議するとともに、(2)退院後支援計画の作成や実施に係る連絡調整を行う。
- 精神保健指定医制度の見直し**
指定医の指定の不正取得の再発防止を図り、その責を負担するため、指定医の指定・更新要件の見直しや、申請者が精神科医療の実務を行うに当たり指導する指導医の役割の明確化等を行う。
- 医療保護入院の入院手続き等の見直し**
患者の家族等がない場合等に加え、家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切な医療の提供を確保する。

施行期日 7
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(1.については公布の日)(予定) 1/93

改正の趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の概要

相模原市の障害者支援施設的事件では、犯罪予告通り実施され、多くの被害者を出す惨事となった。二度と同様の事件が発生しないよう、以下のポイントに留意して法整備を行う。

- 医療の役割を明確にすること－医療の役割は、治療、健康維持推進を図るもので、犯罪防止は直接的にはその役割ではない。
- 精神疾患の患者に対する医療の充実を図ること－措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援を確実に受けられ、社会復帰につながるよう、地方公共団体が退院後支援を行う仕組みを整備する。
- 精神保健指定医の指定の不正取得の再発防止－指定医に関する制度の見直しを行う。

改正の趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の概要

- 医療の役割を明確にすること－医療の役割は、治療、健康維持推進を図るもので、犯罪防止は直接的にはその役割ではない。
- 精神疾患の患者に対する医療の充実を図ること－措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援を確実に受けられ、社会復帰につながるよう、地方公共団体が退院後支援を行う仕組みを整備する。
- 精神保健指定医の指定の不正取得の再発防止－指定医に関する制度の見直しを行う。

8

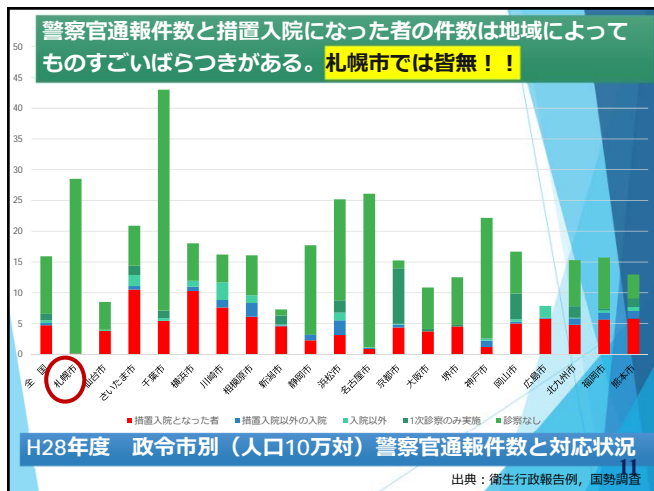
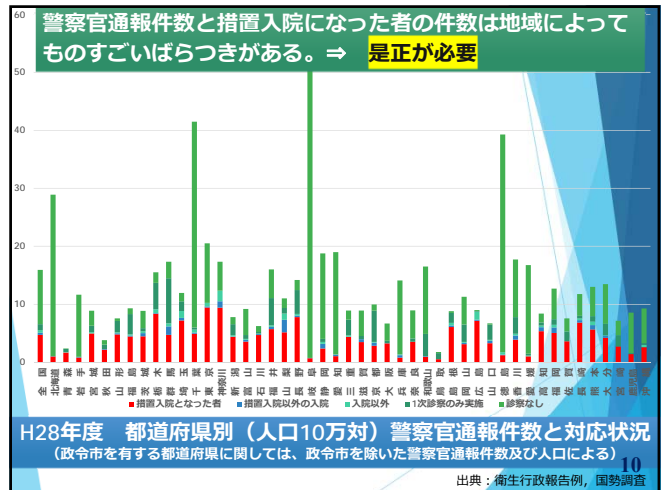
平成30年3月27日 発出

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

措置入院に関する2つのガイドライン

- ◆ 措置入院の運用に関するガイドライン
- ◆ 地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン

9



措置入院の運用に関するガイドライン（概要）

○ 全国の自治体で、措置入院の運用が適切に行われるよう、精神保健福祉法上の通報等の中でも特に多い警察官通報を契機とした、措置入院に関する標準的な手続きをガイドラインとして整理。

- I 警察官通報の受理** 23条通報
 - 都道府県等の職員は、警察から連絡があった際、「警察官通報であること」「警察官が対象者を発見した状況」等を確認。
※留意点として、該通報者が警察官に保護・逮捕等されていない札幌市の通報等への対応も明確化。
- II 警察官通報の受理後、事前調査と措置診察まで**
 - 原則、職員を速やかに被通報者の現在場所に派遣し、面接を行わせ、事前調査の上で措置診察の要否を決定。
 - 事前調査に際しては可能な限り複数名の職員で実施し、専門職による対応が望ましい。
 - 措置診察の要否の判断は、都道府県等において、協議・検討の体制を確保し、組織的に判断することが適当。
 - 措置入院の運用に係る体制（特に夜間・休日）の整備が必要。
 - 被通報者に精神障害があると疑う根拠となる具体的な言動がない場合等、「措置診察を行わない決定をすることが考えられる場合」を明確化。
- III 地域の関係者による協議の場**
 - 都道府県等は、自治体、精神科医療関係者、福祉関係者、障害者団体、家族会、警察、消防機関等の地域の関係者による「協議の場」を設け、以下の事項について年に1～2回程度協議することが望ましい。
 - ・ ガイドラインを踏まえた警察官通報等から措置入院までの対応方針
 - ・ 困難事例への対応のあり方など運用に関する課題
 - ・ 移送の運用方法 等

12
※「協議の場」では個人情報も取り扱われるよう厳密に留意。

措置入院運用ガイドラインへの疑問

- ▶ 法律に則っていない、このガイドラインがどれだけ遵守されるのか？
- ▶ このガイドラインで、果たして、措置入院の通報・診察までの地域差が解消されるのか？

13

地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン(概要)

I 地方公共団体による精神障害者の退院後支援の趣旨

- 各自治体が、その体制を踏襲しつつ、可能な範囲で積極的に退院後支援を進められるよう、現行法下で実施可能な、自治体を中心とした退院後支援の具体的な手順を整理。
- 精神障害者が退院後にどこで生活することになっても医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援を継続的かつ確実に行われるようにすることを目的として実施（法第47条の相談支援業務の一環）

II 退院後支援に関する計画の作成

- 1 支援対象者、本人・家族その他の支援者の参画
 - 作成主体の自治体が、自治体を中心として退院後支援を行う必要があると認められた者のうち、同意が得られた者。
 - 措置入院者の同意を得る必要は特に高い者から支援対象とする。同意を得られない場合は、措置入院者等に作成すること不可。
 - 本人と家族その他の支援者が支援内容を協議する会議（以下「会議」という。）への参加など計画作成に参画できるように十分働きかけ。
- 2 計画作成の時期
 - 原則、入院中に作成。ただし、入院期間が短い場合は退院後速やかに作成。
 - 措置入院の場合、措置症状が消退しているにもかかわらず、計画に基づく支援について本人の同意が得られないことや、計画作成に時間を要していることを理由に措置入院を延長することは法律上認められない。
- 3 計画の内容
 - ◆ 計画の記載事項（主要事項）
 - ・ 退院後の生活に関する本人の希望 ・ 家族その他の支援者の意見
 - ・ 退院後支援の担当機関、本人のニーズ・課題、支援内容、連絡先
 - ・ 必要な医療等の支援の利用が継続されなかった場合の対応方針 ・ 計画に基づく支援を行う期間 等
 - ◆ 計画に基づく支援期間
 - 本人が希望する地域生活に円滑に移行できるための期間として、地域への退院後半年以内を基本として設定。
 - 延長は原則1回（本人同意が必要）、1年以内には計画に基づく支援を終了して本人が地域生活を営むよう努力。
- 4 会議の開催
 - ◆ 参加者
 - ① 会議には、本人と家族その他の支援者の参加が原則。
 - 必要に応じて、本人の同意を得た上で、関係機関の職員等も参加させる。
 - ② 本人が、弁護士等を成年後見人や代理人として参加させることを希望する場合は、これらの者を参加させる。

14

地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン(概要)

II 退院後支援に関する計画の作成(続き)

- ③ 支援関係者（＝支援対象者の退院後の医療等の支援の関係者）
 - ・ 作成主体の自治体 ・ 居住先の市町村
 - ・ 入院先病院 ・ 通院先医療機関 ・ 措置入院前の通院先医療機関 ・ 訪問看護ステーション
 - ・ 地域援助事業者その他の障害福祉サービス、介護サービス事業者 ・ NPOなどの支援者、民生委員 等
- ◆ 開催方法、開催場所
 - 電話やインターネット回線等を活用して協議を行うことも可。本人の入院中は原則として入院先病院内で開催。
 - ◆ 会議の事務に関して知り得た情報の管理
 - 設置主体は、会議の事案に関して知り得た情報の適正な取扱いについて支援関係者にあらかじめ説明し、各支援関係者から当該取扱いを遵守する旨の同意を文書で得る。
- 5 入院先病院の役割（自治体に協力し、以下の対応を行うことが望ましい。）
 - ① 退院後の生活環境に関する相談支援を行う担当者の選任（措置入院先病院）
 - ② 退院後支援のニーズに関するアセスメントの実施 ③ 計画に関する意見書の提出 ④ 会議への参加 等

III 退院後支援に関する計画に基づく退院後支援の実施

- 1 居住先保健所設置自治体の役割、各支援関係者の役割等
 - 居住先保健所設置自治体は、計画に基づく相談支援を行うとともに、支援全体の調整主体としての役割を担う。
- 2 計画の見直し
 - 自治体は、本人・家族等が希望した場合や、本人の病状や生活環境の変化等に応じて支援内容等を見直す必要がある場合には、速やかに計画の見直しを繰り返す。
- 3 支援対象者が居住地を移した場合の対応
 - 自治体は、支援期間中に本人が居住地を移したことを把握した場合には、本人の同意を得た上で、移転先自治体に計画内容等を通知、移転先自治体は、速やかに、本人の同意を得た上で計画を作成。
- 4 計画に基づく支援の終了及び延長
 - 支援期間が満了する場合は原則支援を終了。支援終了後も、必要に応じて法第47条に基づく一般的な相談支援を実施。
 - 例外的に延長する際は、会議を開催し、本人・家族等に丁寧に説明の上、本人の同意を得る。
- 5 本人が交付された計画に基づく支援に同意を撤回した場合の対応
 - 計画の交付後に、本人から支援への同意を撤回する旨の意向が示された場合は、必要に応じて計画内容を見直す等、本人の意向を踏まえた計画となるよう対応。
 - こうした対応を行っても計画に基づく支援に同意が得られない場合は、計画に基づく支援を終了。

15

平成30年4月 診療報酬改定

- 通院・在宅精神療法
 - 自治体が作成する退院後支援計画の期間
 - 当該計画の医療機関 660点
 - 初診日において60分以上 540点
- 措置入院後継続支援加算 275点（3月に1回）
- 精神科措置入院退院支援加算（退院時1回）600点

ただし、自治体が退院支援計画を作成し、それに協力していることが前提

グレイゾーン事例の対処

措置入院歴

平成13年、池田小学校事件
措置鑑定：妄想反応・情性欠如

措置入院歴

平成28年、相模原事件
措置鑑定：P・ソリシティ障害？
大麻による影響

平成15年、医療観察法
平成17年7月15日施行

平成29年、改正精神保健法見直し
措置入院診療ガイドライン、退院後生活環境相談員、退院後支援計画

精神保健福祉法改正への要望

臨床現場で患者・家族等・医療者が困らないような法整備と財政上の評価を要望する。

- 1 国・地方公共団体の役割の明確化
 - ▶ 首長同意医保入院者、措置入院者への関わり
- 2 医療保護入院
 - ▶ 入院者の入院手続き等の見直し
 - ▶ 家族等の要件緩和
- 3 措置入院
 - ▶ 措置入院の通報・診察までの地域間格差是正
 - ▶ 措置入院者の退院後の継続的な支援
- 4 グレイゾーン事例への対処
 - ▶ 何でもかんでも精神科病院に押しつけて欲しくない

18